

改 正 案

現 行

（確認申請書の様式）

第一条の三 （略）

表一 （略）

表二

（確認申請書の様式）

第一条の三 （略）

表一 （略）

表二

		(二十)	(二十一) ~ (一)		
		法第四十八条の規定が適用される建築物	(略)	(イ)	
配置図	付近見取図		(略)	図書の種類	(ロ)

(四十九)	(四十八)～(二十三)			
建築物 適用される建 物の三の規定が 適用される建 築物	(略)	法第四十八 条第一項か ら第十三項 までのただ し書の規定 が適用され る建築物		
		法第六十八 条の三の規 定又は第四 項の許可の 内容に適合 することの 確認に必要 な図書	工場・事業 調書	危険物の 数量表
法第六十八 条の三の規 定又は第四 項の許可の 内容に適合 することの 確認に必要 な図書	(略)	法第四十八 条第一項か ら第十三項 までの内 容に適合す ることの 確認に必要 な図書	事業の種 類	危険物の 種類及び 数量
当該認定 又は許可に 係る建築 物の敷地、 構造、建 築設備又は 用途に関 する事項	(略)	当該許可 に係る建 築物の敷 地、構造、 建築設備 又は用途 に関する 事項		

(四十九)	(四十八)～(二十三)			
建築物 適用される建 物の三の規定が 適用される建 築物	(略)	法第四十八 条第一項か ら第十二項 までのただ し書の規定 が適用され る建築物		
		法第六十八 条の三の規 定又は第四 項の許可の 内容に適合 することの 確認に必要 な図書	工場・事業 調書	危険物の 数量表
法第六十八 条の三の規 定又は第四 項の許可の 内容に適合 することの 確認に必要 な図書	(略)	法第四十八 条第一項か ら第十二項 までの内 容に適合す ることの 確認に必要 な図書	事業の種 類	危険物の 種類及び 数量
当該認定 又は許可に 係る建築 物の敷地、 構造、建 築設備又は 用途に関 する事項	(略)	当該許可 に係る建 築物の敷 地、構造、 建築設備 又は用途 に関する 事項		

(九十二) ～ (五十)		
(略)		との確認に必要な図書
(略)		
(略)		

表三〇五 (略)

2〇9 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 (略)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認

(九十二) ～ (五十)		
(略)		な図書
(略)		
(略)		

表三〇五 (略)

2〇9 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、三年以内ごとに行うものとする。

2 (略)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、一年以内ごとに行うものとする。

するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三（略）

2 法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六（略）

七 第五条第三項に規定する書類

八 第六条第三項に規定する書類

3 36（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五

2 法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三（略）

2 法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六（略）

七 第五条第二項に規定する書類

八 第六条第二項に規定する書類

3 36（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五

項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 3 (略)

4 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項

項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 3 (略)

4 法第八十八条第二項において準用する法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項

ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書、法第五十一条ただし書又は法第八十七條第二項若しくは第三項中法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書若しくは法第五十一条ただし書に関する部分の規定（次項において「工作物許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

5 (略)

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項又は令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁

ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書、法第五十一条ただし書又は法第八十七條第二項若しくは第三項中法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書若しくは法第五十一条ただし書に関する部分の規定（次項において「工作物許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

5 (略)

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項又は令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める

が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)